

安全衛生推進者（衛生推進者）養成講習のご案内

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

労働安全衛生法第12条の2の規定により、中小規模事業場の自主的な安全衛生管理を推進するため、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、業種により「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」を選任する義務が課せられております。

（注. 1）「安全衛生推進者」を選任すべき業種……「製造業」「林業」「建設業」「運送業」「清掃業」「電気ガス業」「水道業」「通信業」「自動車整備業」「機械修理業」「各種商品卸売・小売業」「燃料小売業」「家具、建具、什器の卸売・小売業」「旅館業」「ゴルフ場業」

（注. 2）「衛生推進者」を選任すべき業種……上記以外の全ての業種

この安全衛生推進者（衛生推進者）の選任は、事業場に専属の者で、一定の要件を備える者を選任することとなっておりますが、その「一定の要件」には、標題の養成講習を修了した者を選任できることとなっております。（受講修了者には「安全衛生推進者養成講習修了証」を交付します）

つきましては、当協会は鳥取労働局長より標題の養成講習機関として登録を受けており、下記により講習会を開催致しますので、受講されますようご案内します。

記

1. 日 時 令和5年5月17日（水）9：00～17：00（受付 8：45～）
5月18日（木）9：00～12：00 （2日間講習）

2. 場 所 伯耆しあわせの郷 大会議室（倉吉市小田458 TEL：0858-26-5581）

3. 講習日程

①安全管理	2時間	労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 高野雅弘氏
②危険性又は有害性等の調査及びその結果に 基づき講ずる措置等	2時間	
③作業環境管理及び作業管理	2時間	
④健康の保持増進対策	1時間	
⑤安全衛生教育	1時間	
⑥安全衛生関係法令	2時間	

4. 受講費用 15,000円（テキスト代、消費税を含む。）

5. 申込方法 **令和5年5月10日（水）**までに別紙「申込書」により当協会中部支部へお申し込み下さい。郵送又はFax（0858-22-9054）でも受け付けます。受講料は**5月10日（水）**までにご持参、現金書留又は銀行振込によりお支払い願います。銀行口座の振込先は、次のとおりです。

振込先 鳥取銀行倉吉支店（普）0207231
名義人 （一社）鳥取県労働基準協会中部支部

6. 定員 50 名（定員に達し次第、募集を締め切ります。）

7. その他

- (1) 受講に際しては、特別教育等受講者記録（受講証）を持参し、受付時に提出して下さい。
- (2) 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場においで下さい。
- (3) 受講申し込み後の取消し（欠席を含む）は、令和5年5月10日までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんので、ご了承願います。
- (4) 受講者の健康の確保や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、体調不良や発熱等の風邪症状が見られる場合には、受講を控えて頂くようお願い致します。また、受講に際しましては、必ずマスクの着用をお願いします。会場にはアルコール消毒を用意しておりますので入場時（休憩後の再入場も含む）ご使用下さい。

(5) 申込み、問合せ先

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

(TEL・FAX 兼用 0858-22-9054)

「安全衛生推進者（衛生推進者）養成講習」申込書

(ふりがな) 氏名	生年月日	備考
()	昭・平 年 月 日	
()	昭・平 年 月 日	
()	昭・平 年 月 日	
()	昭・平 年 月 日	
()	昭・平 年 月 日	

★ 受講者数 (名) ★ 受講料 計 (円)

★ 受講料の支払い方法 (該当するものに○印を付して下さい。)

(持参 ・ 現金書留 ・ 銀行振込)

上記のとおり申込みます。

令和5年 月 日

所在地:

事業場名:

(連絡先電話番号: - -)

代表者職氏名:

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(TEL・Fax 兼用 0858-22-9054)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)